

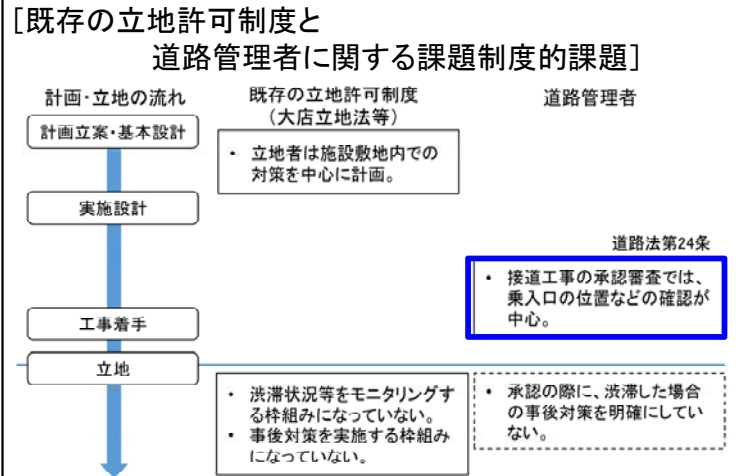
9. 道路交通アセスメントについて

9. 道路交通アセスメントについて

- 「重要物流道路における交通アセスメント実施のためのガイドライン」が制定され、令和2年1月1日より施行。
- 渋滞対策協議会では、対象施設の立地後において、当該施設の立地により、周辺の重要物流道路上の主要渋滞箇所において、交通流の著しい悪化が認められないか、重要物流道路上に新たな渋滞箇所が発生していないか、モニタリングを実施する必要がある。

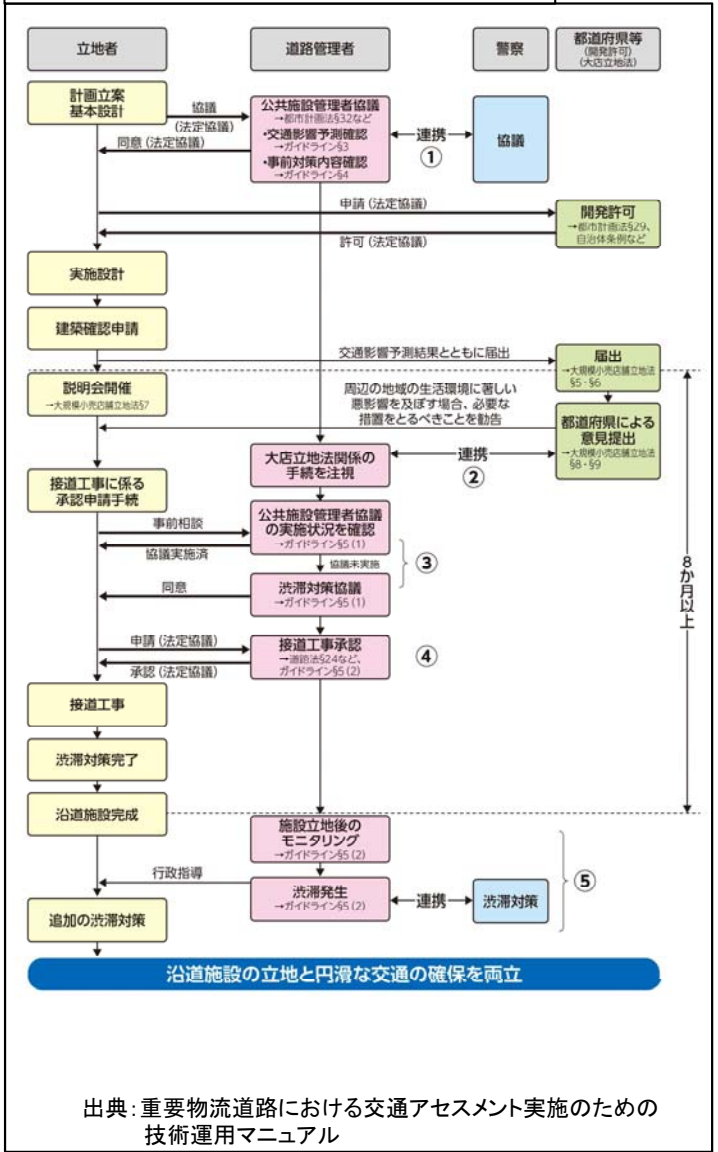
現行制度(R1.12まで)

- [制度的課題]
- ① 立地後に、立地者に対して渋滞対策を要請することを前提とした枠組みとなっていない。
 - ② 道路管理者は、商業施設等の立地に際して立地者による開発行為の申請のための同意願いにより、国道との隣接状況・境界確認状況・民地からの排水状況・乗り入れ口の概要について約2週間程度で実施している。
 - ③ また、県の審査後、工事許可のために道路法24条申請がなされたときに、構造の確認と同意書の添付を求め国道への影響を確認している。審査期間は20日としている。



出典：第5回 道路交通アセスメント検討会 配付資料

交通アセスメントの流れ(R2.1以降)



交通アセスにおける渋滞協の役割

